

別紙14（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

漁港漁村環境整備事業（以下「本事業」という）は、漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、漁村の防災対策や漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図るものである。また、漁村をめぐる課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるよう、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤及び生活環境施設の効率的整備を推進するとともに、個性的で豊かな漁村の再生を支援し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10第2（2(1)の表の区分2欄のうちの(5)欄及び区分3欄のうちの(6)欄を除く。）から第7まで及び別記参考様式別紙10第1号から第9号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第4の1(1)イの規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙10」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2(1)	実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容	交付要綱別表1の1の(3)のエの漁港漁村環境整備の事業内容
2(1)の表の区分4及び5の内容欄	別紙8	交付要綱別紙11の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
第3の2(2)	ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域	ア （削除）
	ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村	ウ （削除）
	オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島	オ 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に規定する沖縄県の区域
第4の1(1)柱書き	事業実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
第4の1(1)イ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事
第4の5(1)	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、

	水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙10第8号）を求めるものとする。	沖縄知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第8号）すること。
別記参考様式 別紙10第1号及び第8号	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙14の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名：○○地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：○○地区
別記参考様式別紙10第9号	農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書	沖縄振興公共投資交付金事業実施計画の内訳書

第3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号31漁港漁村環境整備事業に係る運用）第3の1の規定に基づき平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行したものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙10の規定を準用して行う漁港環境施設に係る事業について、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長通知・29農振第2962号農林水産省農村振興局長通知・29林整計第579号林野庁長官通知・29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領別紙21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成30年度以降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。